

要望等を踏まえ、創意工夫を十分に生かした特色ある教育活動を展開していきます。

(3) 学校施設の整備・充実

総合的な学習の時間での活動や少人数指導など、教育内容や教育方法の多様化に柔軟に対応するため、学校施設にゆとりのあるスペースを確保します。また、屋上・校庭の緑化や環境マネジメントシステムの国際規格(ISO14001)に基づく環境への負担軽減などの取り組みを進め、児童生徒が自然に親しんだり、環境について考えたりすることのできるエコスクールを推進します。さらに、施設のバリアフリー化や耐震補強工事などを行います。今後、児童生徒に、より安全で快適な教育環境を提供し、時代に応じた様々な課題に対応できるよう、学校施設の改修・改築を計画的に進めていきます。

(4) 地域に開かれた学校づくり

従来、各学校は、生涯学習の場や大規模災害時の避難拠点などとして、地域社会と密接な関係を築いてきました。近年では、地域や保護者の協力により、総合的な学習の時間における「体験学習」、学校応援団による「児童放課後等居場所づくり事業」、来校者への声かけを行う「学校安全安心ボランティア事業」などを実施しています。子どもたちは、地域の様々な行事への参加を通して、社会性をはぐくんでいます。また、地域も学校を核として、地域社会を形成してきました。これからも、学校・家庭・地域の連携を図り、今後、適正な配置を行う区立小・中学校が地域コミュニティの核となるよう、開かれた学校づくりを進めていきます。

3. 適正規模

(1) 練馬区における適正規模

教育委員会では、平成15年12月に「区立学校の適正規模検討委員会」を設置し、適正規模について検討を重ねた結果、平成16年3月、区立小・中学校の適正規模を以下のとおりに定めました。

小学校 1校あたり 12~18学級

(ただし、学級規模状況を勘案し、19~24学級までは許容範囲)

中学校 1校あたり 11~18学級

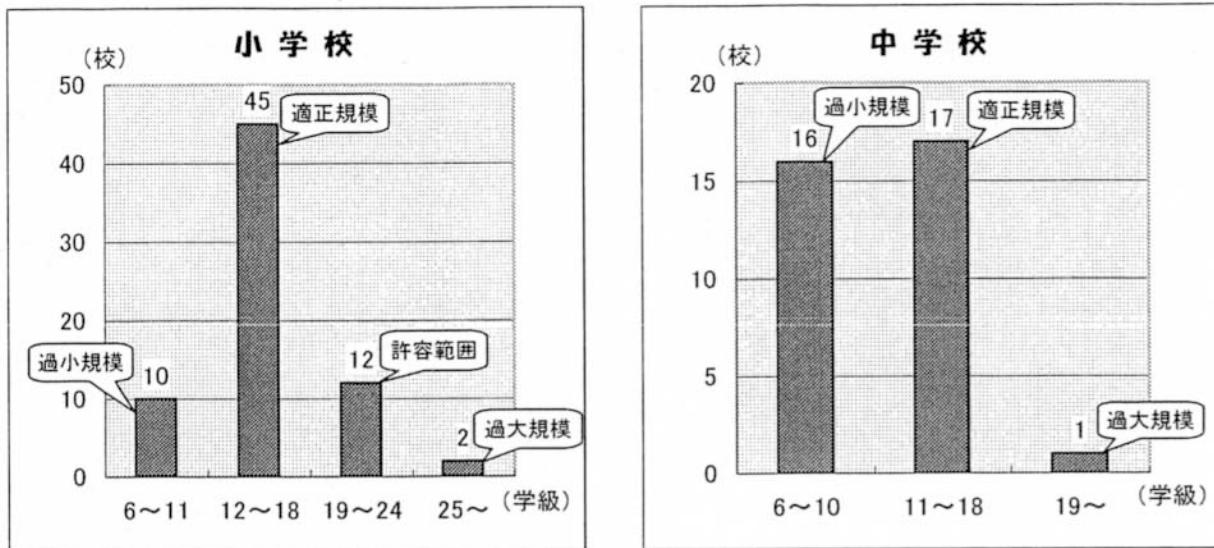
※ 国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則により、小・中学校とも「12学級以上18学級以下」としています。

学校において、行事や集団活動が活発に行われ、児童生徒が様々な人とのかかわりの中で、豊かな人間性、社会性、創造性を身につけるためには、一定程度の人数や学級数が必要であると考えます。また、児童生徒の興味・関心や地域の特色に合った多様な学習活動の実施および学校運営面の充実を図るために、一定程度の教員数が必要であり、教員は学級数に応じて配置されることから、一定程度の学級数が必要となります。一方、教室の不足などが生じないようにするためには、一定程度の学級数に抑える必要があります。

適正規模を確保することにより、児童生徒は、良好な教育環境の中で、学び、成長することができます。

(2) 学級規模の状況

適正規模を下回る学校（小学校 11 学級以下、中学校 10 学級以下）を「過小規模校」、適正規模を上回る学校（小学校 25 学級以上、中学校 19 学級以上）を「過大規模校」とすると、平成 16 年度における小・中学校の学級規模の状況は以下のとおりです。



(3) 過小規模校と過大規模校の主な課題

過小規模校では、集団生活の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向があります。特に、単学級（1 学年あたり 1 学級）ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方に対する機会が少なくなります。また、中学校は教科担任制ですが、過小規模校の場合、教員が少ないために、多様な選択教科のコース、部活動等が制限され、生徒のニーズや興味・関心に十分こたえられない傾向があります。

過大規模校では、教室、体育館、校庭などの施設面に余裕がなく、教室数の不足により仮設校舎での学習を余儀なくされる場合や、少人数指導や部活動のスペース、社会科見学や移動教室時の見学場所が制限される場合があります。

4. 適正配置

学校教育の充実を図り、児童生徒に良好な教育環境を提供するため、適正規模の小・中学校を地域に適正に配置します。適正配置は、児童生徒数の動向を踏まえ、過小規模校および過大規模校について、以下の考え方で進めます。

過小規模校 ⇒ 通学区域の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努めます。

なお、原則として小規模化の著しい学校から適正配置を進めます。

過大規模校 ⇒ 通学区域の変更により、適正規模の確保に努めます。

※ 早急な対応が必要な過大規模校 3 校（開進第一小、大泉東小、関町北小）については、緊急対応として、平成 16 年度に通学区域の変更を行いました。平成 17 年度から、新しい通学区域を適用します。